

いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日公布

第1条 目的

- いじめをしてはいけない
- いじめをなくす

第2条 いじめとは

- 心にも体にも攻撃をうけ、心と体が傷つき苦しんでいる
- 本人が苦しんでいればいじめ
- インターネットいじめもいじめ

第3条 基本の考え

- みんなが安心して生活できるように
- 学校の中でも外でも、みんなが協力していじめを防ぐ

第4条 いじめ禁止

- いじめを行ってはならない

第5条 国の責任

- いじめ対策をしなくてはなりません

第6条 地方公共団体

- 都道府県や市町村は、国と協力していじめ対策をしなくてはならない

第7条 市の責任

- 学校をつくったところは、いじめを防止する責任がある

第8条 学校の責任

- 学校と教職員は、いじめ防止と早期発見に取り組まなければならない。
- いじめが発見されたら、すぐに動かなくてはならない。